

構内除雪業務共通仕様書

下水処理施設の構内除雪業務の実施にあたっては、契約書及び契約約款に基づくもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務場所

- (1) 除雪対象下水処理施設の所在地
別表のとおりとする。
- (2) 除雪対象部分
別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 業務内容

除雪、歩道除雪及び排雪の業務内容は次のとおりとする。ただし、歩道除雪及び排雪は別表に示す業務についてのみ行うものとする。

- (1) 除雪業務及び歩道除雪業務
原則として当構内の積雪深が10cmを超えた場合に行うこと。
進入道路及び駐車場は午前8時までに終了すること。
業務時間帯は、事前に担当職員と協議を行うことができる。
その他の除雪については札幌市の指示によること。
- (2) 排雪業務
本市の指示により、場内に堆積した雪を最寄りの融雪施設等に運搬排雪すること。
排雪単価（夜間）は、搬入場所の受入れ時間が20:00～翌日6:00の場合に適用する。

3 提出書類

- (1) 業務履行前までに
受託者は、契約後速やかに下記の書類を札幌市の指定様式にて提出すること。
ア 業務代理人指定通知書 1 部
- (2) 完了時
受託者は月毎の業務の完了後速やかに下記書類を札幌市の指定様式にて提出すること。
ア 完了届 1 部
イ 業務委託内訳書 1 部
- (3) 随時
受託者は除雪、歩道除雪及び排雪作業終了毎に下記書類を提出し、札幌市担当職員の確認を受けること。
ア 業務報告書

4 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

契約金額の支払いは、単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

5 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。
また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は委託者から業務の履行に関する改善指導等

- がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

7 留意事項

- (1) 除雪及び排雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た場合は、その他の機種を使用することもできる。
 - ア 除雪 : タイヤショベル2.1m³可変プラウ
 - イ 歩道除雪 : 小型ロータリ除雪機12PS
 - ウ 排雪 : 差枠付10tダンプトラック（積載量14m³以上とする。）及びタイヤショベル2.1m³標準バケット
- (2) 業務の遂行に当たっては、本市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。
- (3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。
- (4) 除雪及び排雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に充分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
- (5) 歩道除雪作業中は誘導員1名を配置し、構内歩行者を安全に誘導すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員の指示に従うこと。

構内除雪業務共通仕様書 別表

役 務 名	歩道 除雪	排 雪	施 設 名	所 在 地	業務予定数量
創成川水再生プラザ 構内除雪業務	有	有	創成川 水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁 目1番15号	水再生プラザ除雪 25回 歩道除雪 25回 新川融雪槽に排雪（昼間） 1台 （夜間） 1台 市内堆積場（新琴似8横）に排雪 173台 市内堆積場（前田第3地区）に排雪 10台
豊平川水再生プラザ ほか3施設 構内除雪業務	無	有	豊平川 水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町 8条3丁目5番1号	除雪（場内運搬を含む） 21回 伏古川融雪管に排雪（昼間） 21台 （夜間） 1台 厚別融雪槽に排雪（昼間） 74台 （夜間） 1台 市内堆積場（雁来大橋下流左岸） に排雪 145台
		無	豊平川 中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7 丁目2番25号	除雪 8回
		無	米里 中継ポンプ場	札幌市白石区米里2条1 丁目1番1号	除雪 12回
		無	月寒川 雨水ポンプ場	札幌市白石区北郷1条 10丁目5番20号	除雪 4回
新川水再生プラザ構 内除雪業務	無	有	新川 水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7 丁目1番65号	除雪 28回 新川融雪槽に排雪（昼間） 1台 （夜間） 67台
手稲水再生プラザほ か1施設 構内除雪業務	無	無	手稲 水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口 265番地8	除雪 33回
		有	手稲 中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7 条11丁目1番1号	除雪 23回 市内堆積場（前田地区）に排雪 25台
茨戸西部中継ポンプ 場構内除雪業務	無	無	茨戸西部 中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12 丁目6番15号	除雪 20回

豊平川水再生プラザ除雪対象部分図

【注意事項】

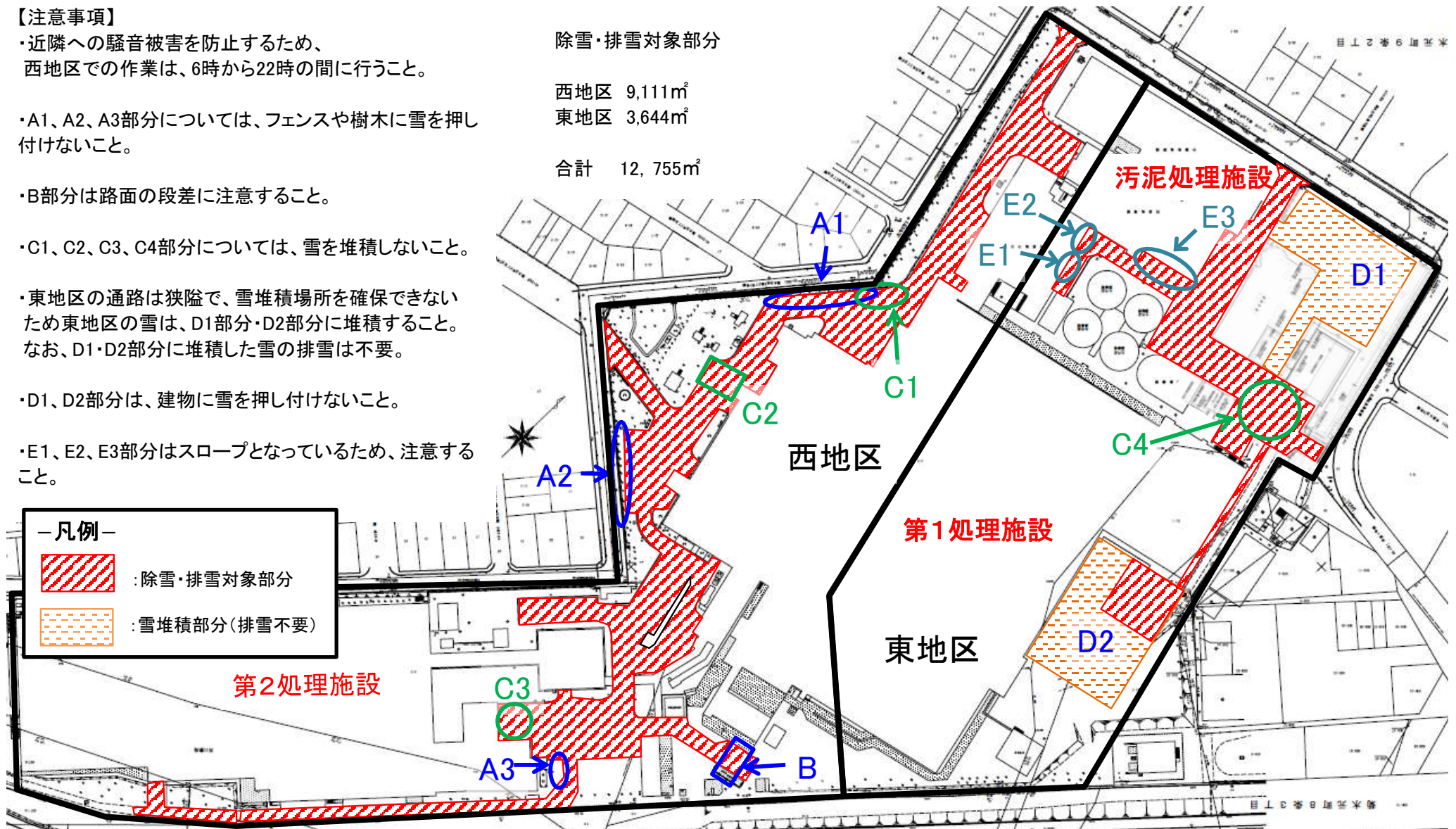
- ・近隣への騒音被害を防止するため、西地区での作業は、6時から22時の間に行うこと。
- ・A1、A2、A3部分については、フェンスや樹木に雪を押し付けないこと。
- ・B部分は路面の段差に注意すること。
- ・C1、C2、C3、C4部分については、雪を堆積しないこと。
- ・東地区の通路は狭隘で、雪堆積場所を確保できないため東地区の雪は、D1部分・D2部分に堆積すること。なお、D1・D2部分に堆積した雪の排雪は不要。
- ・D1、D2部分は、建物に雪を押し付けないこと。
- ・E1、E2、E3部分はスロープとなっているため、注意すること。

除雪・排雪対象部分

西地区 9,111㎡

東地区 3,644㎡

合計 12,755㎡



豊平川水再生プラザ除雪対象部分図(注意事項追記)

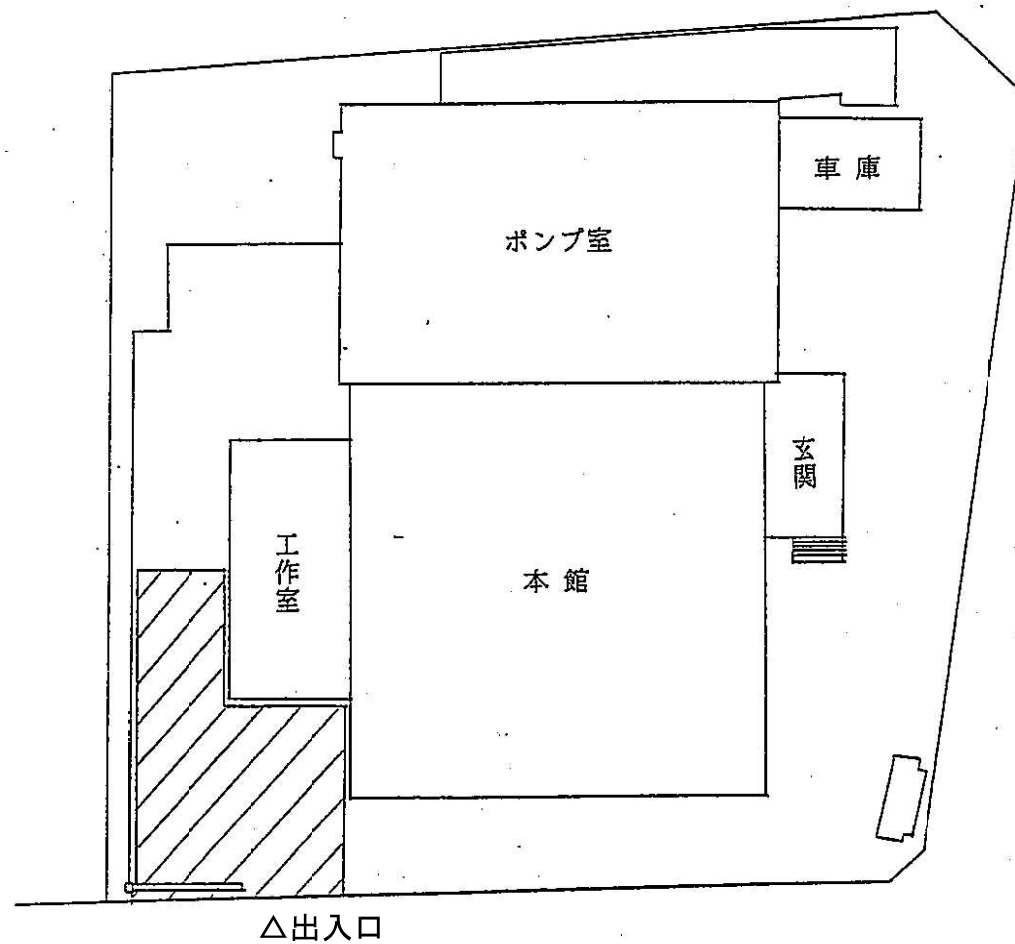


除雪B：豊平川中継ポンプ場除雪対象部分図

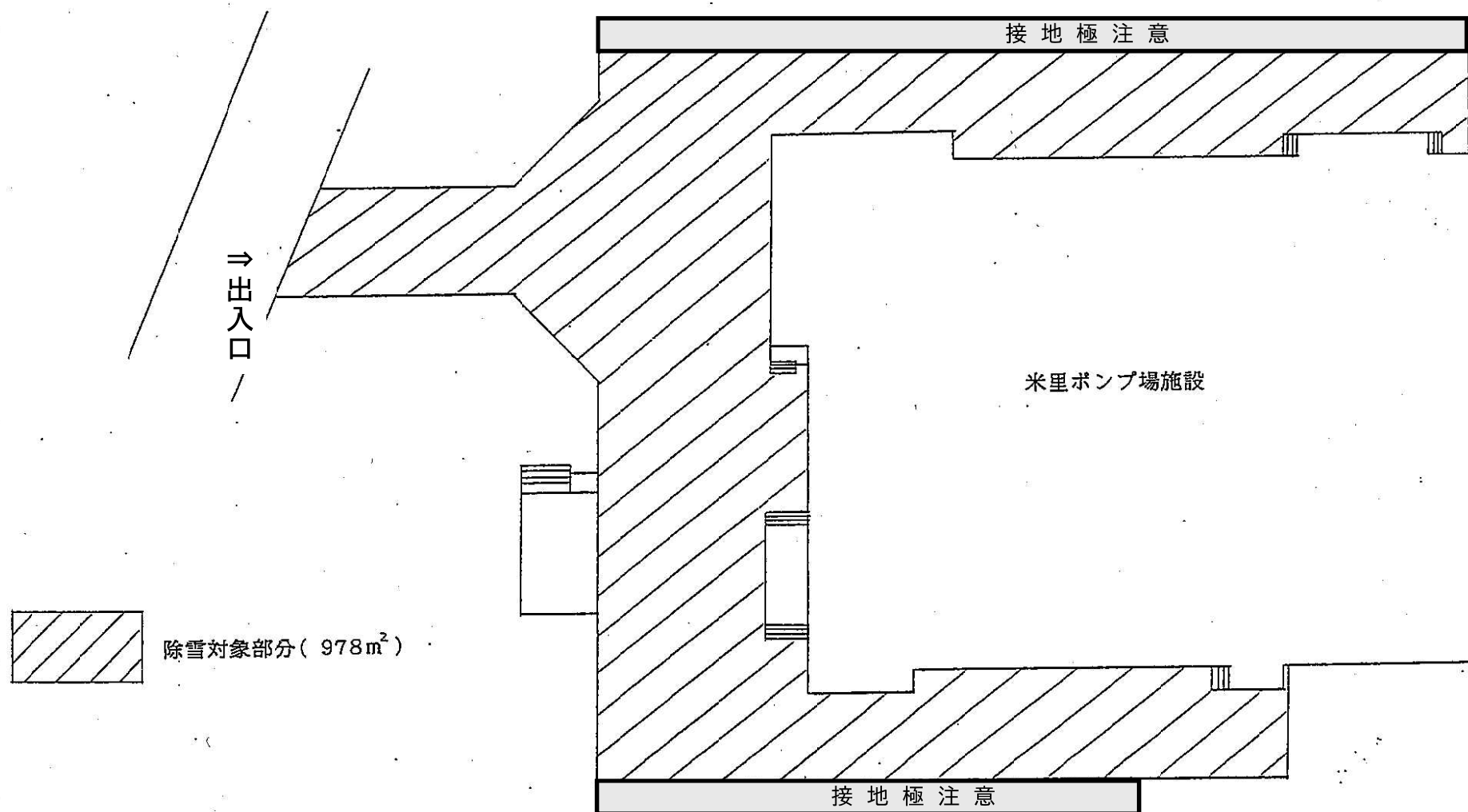


除雪対象部分 (160m²)

※豊平川中継ポンプ場の除雪は
本市の指示により行うこと。



除雪C：米里中継ポンプ場除雪対象部分図



除雪D：月寒川雨水ポンプ場除雪対象部分図

